

【2000年4月19日】児童手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
衆議院厚生委員会

児童手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(平成12年4月19日 衆議院厚生委員会)

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

- 一 児童手当制度については、今後、子育てを行う家庭の経済的負担を軽減する観点から、児童養育費の実態を踏まえつつ、雇用・賃金、扶養控除の見直し等税制の在り方、他の子育て支援策との関連に十分留意し、その在り方について可及的速やかに明確な基本方針を示し、国民的合意の形成を図ること。
- 二 これを踏まえ、速やかに児童手当の支給対象児童の範囲、支給期間、手当額、所得制限、財源と費用負担等について抜本的に再検討し、制度の充実を図ること。